# 建築関係設計業務委託特記仕様書(令和7年10月版)

I. 業務概要	
1. 業務名称 ( 杉妻会館空調設備改修	逐工事実施設計業務 )
2. 委託期間( 100 日間 )	
<ul><li>(1)施設名称 ( 杉妻会館 )</li><li>(2)敷地の場所 ( 福島市杉妻町3</li><li>(3)施設用途 ( 宿泊施設 )</li></ul>	象施設」という。)の概要は次のとおりとする。 3 - 4 5 地内 ) 別添二 第 <u>9</u> 号 第 <u>2</u> 類 とする。
	:いう。)に記載された特記事項については「○」 『の付かない場合は、「※」印を適用する。 は共に適用する。
5. 設計与条件	
(1) 敷地の条件	(
a. 敷地の面積	( 6,483.59 m <sup>2</sup> ) ( 第二種住居地域、準防火地域 )
(2) 施設の条件	( 另二性住居地域、毕防穴地域 )
	(延床面積 5,033.16 m <sup>2</sup> )
a. 施設の延べ面傾 b. 主要構造	( RC 造地下 1 階地上 4 階建て )
c. 耐震安全性の分類	( 化
	├画基準(平成 25 年 3 月 28 日改定国土交通省
官庁営繕部)による、耐震安全性	
1) 構造体	II 類
2) 建築非構造部材	D類
3) 建築設備	その他
(3) 建設の条件	C */ IE
a. 予定工事費 ( 48,000 千円 (利	<b>並抜き))</b>
b. 建設工期 ( 120 日	)
(4) 工事種別	,
・新築 ・増築 ・改築	• 移転
・大規模な模様替え	・大規模な修繕
〇 ( 空調改修工事	)
・収容(使用)人員、室別面積及び	『定員(別表-1)
(5) 設備計画	

○電 気 ( 空調設備電源工事

)

○空 調 ( 空調設備改修工事	)
・給排水衛生 (	)
・昇降機(	)
・その他 (	)
・室別必要設備(別表-2、3)	
(6) 屋外整備計画	
・囲障・門・敷地排水	・植栽・・舗装
• (	
(7) 部分引渡	
a. 部分引渡時期	
<ul><li>基本設計完了時(</li></ul>	)
• (	)
b. 部分引渡成果物	
• 基本設計図書	
• (	)
(8) 設計与条件の資料	
設計与条件については、次の資料	たよる。
• 基本設計書	
○別紙参考図のとおり	
6-1. 管理技術者の資格要件	
	また、建築士については、建築士法第22条の
2の講習の課程を修了した者とする(	
・建築士法(昭和25年法律第20	•
○建築士法による一級建築士または	
・建築士法による建築設備士	
• (	)
	,
6-2. 担当技術者の資格要件	
担当分野の業務を分担する担当技術	者のうち 1 名以上は、下記で特記した資格要
件を有する者とする。なお、管理技術	者は、次の担当技術者を兼ねることができる。
・建築(意匠・構造)分野の担当技	術者
○建築設備(電気・機械)分野の担	当技術者
(1) 建築(意匠・構造)担当者	
・建築士法による一級建築士	
・建築士法による一級建築士または	二級建築士
○上記の者と同等以上の知識及び経	験を有すると認められる者
• (	)
(2) 建築設備(電気・機械)担当者	
<ul><li>・建築士法による一級建築士</li></ul>	

○上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

・建築士法による一級建築士又は二級建築士

・建築士法による建築設備士

• (

(3) 積算、その他
<ul><li>・ (公社) 日本建築積算協会が付与する建築積算士</li></ul>
○ ( 6-2. (2)の担当技術者の資格要件と同じ )
6-3. 再委託者の資格要件
(1) 建築士法第2条第6項に規定する設計業務
a. 建築士事務所
・建築士法による一級建築士事務所
○建築士法による一級建築士事務所または二級建築士事務所
b. 設計者の要件
・建築士法による一級建築士
○建築士法による一級建築士または二級建築士
c. 担当技術者
担当分野の担当技術者の資格要件は、下記による。なお、設計者は担当技術者
を兼ねることができる。
1) 建築(意匠・構造)担当者
・建築士法による一級建築士
・建築士法による一級建築士または二級建築士
○上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
• (
2) 建築設備(電気・機械)担当者
・建築士法による一級建築士
・建築士法による一級建築士又は二級建築士
・建築士法による建築設備士
○上記のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
• (

#### (2) 設計の補助業務

担当分野の担当技術者に資格要件を設ける場合は、下記による。

1) 建築(意匠・構造)担当者

○ (6-3. (1) c.1) の担当技術者の資格要件と同じ )

2) 建築設備(電気・機械)担当者

・建築士法による建築設備士

○ (6-3. (1) c.2) の担当技術者の資格要件と同じ )

(3) その他(積算)

・ (公社) 日本建築積算協会が付与する建築積算士

• (

### Ⅱ. 業務仕様

本特記仕様書及び委託図書に記載されていない事項は、「建築関係設計業務委託共通仕様書」による。

#### 1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

#### a. 基本設計

- ・建築 (総合) 基本設計に関する標準業務
- ・建築(構造)基本設計に関する標準業務
- ・電気設備基本設計に関する標準業務
- ・機械設備基本設計に関する標準業務

#### ※基本設計に関する標準業務

- (1) 設計条件等の整理
  - ・条件等の整理
  - ・設計条件の変更の場合の協議
- (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
  - ・法令上の諸条件の調査
  - ・建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- (3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- (4) 基本設計図書の作成
- (5) 概算工事費の検討
- (6) 基本設計内容の建築主への説明等

#### b. 実施設計

- ○建築(総合)実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ・建築(構造)実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ○電気設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ○機械設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を 除く)

#### ※実施設計に関する標準業務

- (1) 要求等の確認
  - ○建築主の要求等の確認
  - ・設計条件の変更の場合の協議
- (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
  - ・法令上の諸条件の調査
  - ・建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- (3) 実施設計方針の策定
  - 総合検討
  - ・実施設計のための基本事項の確定
  - ・実施設計方針の策定及び建築主への説明
- (4) 実施設計図書の作成
  - ○実施設計図書の作成
  - 建築確認申請図書の作成
- (5) 概算工事費の検討
- (6) 実施設計内容の建築主への説明等

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

※積算業務 ※建築積算 ※積算数量算出書の作成

○単価作成資料の作成	
○見積の収集(相手先は監督員の打	指示による)
○見積検討資料の作成	
※電気設備積算 ※積算数量算出書の作成	
○単価作成資料の作成	
○見積の収集(相手先は監督員の打	指示による)
○見積検討資料の作成	,
※機械設備積算 ※積算数量算出書の作成	
○単価作成資料の作成	
	化二ルトフト
○見積の収集(相手先は監督員の打	<b>有亦による)</b>
○見積検討資料の作成	
透視図作成	
〔種類( ) 判の大きさ( ) 仕上げ( )	

)

) ]

・計画通知又は確認申請に関する手続業務(・提出・説明・照合・受領)

主要材料( ) ケースの有無( ) 材質(

・関係法令等に基づく各種申請手続業務

額の有無( ) 材質( )]

• 仮使用認定申請

〔縮尺( )

• 模型製作

- ・建築基準法第56条の2第1項ただし書きによる許可申請
- ・紛争予防条例又は指導要綱に関する各種手続
- ・紛争予防条例等に関する近隣説明への協力
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び手続業務
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県有施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) に関する資料の作成及び手続き業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- ・県有施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務(詳細なLCCO2を求める場合)
- ・リサイクル計画書の作成
- ○概略工事工程表の作成
- ・建築物の保守に関する説明書の作成
- ・住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く)
- ・日影図の作成(日影規制に関する近隣説明への協力を含む)
- ・総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- ・LCEMツールによる空調システムの評価
- ・電波障害に関する近隣説明への協力
- ・都市計画法第 条による許可申請

- ・景観法第16条第5項に基づく通知
- ・コスト縮減検討中間報告書
- ・コスト縮減検討報告書
- ・自然公園法・河川法等の関係申請手続き業務
- ・木造化手法に係る検討

• (

### 2. 業務の実施

#### (1) 一般事項

#### a. 基本設計業務

提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。

#### b. 実施設計業務

- ①提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ②積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ③実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」(平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号)を参考に、明示すべき施工条件を記載する。
- ④工事施工において、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3 社以上(監督員と協議する。)の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分(上部構造、下部構造(RC 柱型部分含む。))が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないよう設計する。この場合、柱脚部のRC 柱型部分のコンクリートの強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。また、建築基準法第18条に基づく計画通知には、監督員と協議して前記1社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の2社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を計画通知書に添付する。
- ⑤工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合は、3社以上(監督員と協議する。)の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分(上部構造、下部構造)が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないよう設計する。
- ⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務が適用の場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく(・標準入力法・モデル建物法)の計算を行う。
- ⑦改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有建築物の非構造部材の減災化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監督員 と協議する。
- ⑧改修設計において、貫通、はつり又は穿孔する箇所については、現地及び既存 図面等を調査の上、鉄筋・埋設物(電線類・配管類)を切断する可能性がある 場合は、その対策(迂回・内部探査等)について充分検討する。

### (2) 適用基準等

本業務に国土交通省及び福島県が制定する以下に掲げる技術基準等を適用す

る。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等 に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、特記なき場合は、国土交通 省大臣官房官庁営繕部及び福島県が監修した出版物等の設計時点における最新版 とする。

#### a. 建築設計関連

・福島県建築設備耐震・対津波計画指針 [福島県土木部]

・人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル 「福島県保健福祉部]

・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針(同設計ガイドライン)

「福島県十木部」

・ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン (同資料集成)

[福島県土木部]

・官庁施設の基本的性能基準 「官庁営繕部」

・官庁施設の環境保全性基準 [官庁営繕部]

○建築設計基準 (同基準の資料) [官庁営繕部]

・建築構造設計基準(同基準の資料) [官庁営繕部]

・構内舗装・排水設計基準(同基準の資料) 「官庁営繕部]

○建築設備計画基準 [官庁営繕部]

○建築設備設計基準 「官庁営繕部」

・雨水利用・排水再利用設備計画基準 [官庁営繕部]

・木造計画・設計基準(同基準の資料) 「官庁営繕部」

○建築設備設計計算書作成の手引 「公共建築協会]

○建築設備耐震設計・施工指針 [住宅局建築指導課]

・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

「官庁営繕部〕

• (

### b. 標準仕様書関連

○建築関係工事共通仕様書 [福島県土木部]

〇公共建築工事標準仕様書(建築工事編) [官庁営繕部]

〇公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) [官庁営繕部]

〇公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) [官庁営繕部]

〇公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 「官庁営繕部]

〇公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 「官庁営繕部]

〇共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) [官庁営繕部]

·公共建築木造工事標準仕様書 「官庁営繕部]

· 建築物解体工事共通仕様書 [官庁営繕部]

• 敷地調査共通仕様書 「官庁営繕部」

·公共住宅建設工事共通仕様書 「公共住宅事業者等連絡協議会」

• (

#### c. 書類作成関連基準

・官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン

[官庁営繕部]

・官庁営繕事業における BIM 活用実施要領 [官庁営繕部] 建築工事設計図書作成基準(同基準の資料) 「官庁営繕部〕 ○建築設備工事設計図書作成基準 [官庁営繕部] ・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領 「福島県土木部」 建築工事標準詳細図(1)~(6) [官庁営繕部] 〇公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) 「官庁営繕部〕 ○公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 「官庁営繕部〕 ○福島県電子納品運用ガイドライン (建築関係設計業務委託編)

「福島県土木部〕

・建築関係業務委託における情報共有システムの運用 「福島県土木部」

• (

#### d. 工事積算関連

○建築関係工事積算基準 [福島県土木部] ○公共建築工事積算基準 「官庁営繕部〕 ○公共建築工事標準単価積算基準 「官庁営繕部〕 ○公共建築数量積算基準 「官庁営繕部〕 ○公共建築設備数量積算基準 [官庁営繕部] ○公共建築工事共涌費積算基準 「官庁営繕部〕 ○公共建築工事積算基準等資料 [官庁営繕部] ○公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) 「官庁営繕部〕 ○公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) 「官庁営繕部〕 ○公共建築工事見積標準書式(建築工事編) 「官庁営繕部〕 ○公共建築工事見積標準書式(設備工事編) [官庁営繕部] ○福島県土木部週休2日等工事試行要領(第IV~VI編) 「福島県十木部」 • ( )

#### (3) 業務計画書

- a.業務計画書には、契約図書及び共通仕様書3.2の設計方針に基づき、次の各 号に掲げる事項を記載するものとする。
  - ○委託業務方針
  - ○業務実施体制(社内審査体制を含む)
  - ○担当(技術)者名及び資格等
  - ○業務実施工程表
  - ○委託者がある場合は、再委託者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並 びに資格等
  - ○その他、監督員が必要に応じ指定する事項
- b. 受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、計画通知申請の手続きが必要 な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の 審査確認のための日数を確保するものとする。
- c. 受注者は、前項の業務実施工程表の作成(変更の場合を含む)について、あら かじめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- d. 受注者は、提出した業務実施工程表に基づき業務を進めるとともに、工程に遅 滞が生じた場合は、監督員と委託期間内に業務が完了するよう速やかに工程の

見直し協議を行わなければならない。

- e. 受注者は、委託業務について再委託者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する再委託者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。この場合、c. の業務実施工程表の作成については、再委託者と十分協議したもので、監督員と協議することとする。これらは変更する場合も同様とする。
- f. 受注者は、プロポーザル方式、簡易プロポーザル方式又は総合評価方式により 設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当 該業務を履行しなければならない。

#### (4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) その他(

#### (5) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 ( )
  - ・指定部分の履行期限 ( )
- (b) 成果物の提出場所 ( )
- (c) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、 当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真は、福島県が行う事務並びに福島県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
  - 1) 写真を公表すること。
  - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すこと。
- (e) 構造計算について

構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の 認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築(構造)設計図の 作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

(f) 省エネルギー計算について

省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

#### (g) 特別経費について

本業務では特別経費として、次の経費を見込んでいる。

- ・省エネルギー計算書作成及び申請手続きに係る経費
- ・構造計算適合性判定手数料 ( 棟、 棟、 棟)
- ・公共建築設計者情報システム (PUBDIS) 登録手数料
- · R I B C 利用料金
- ・情報共有システム利用料金
- ( 石綿含有建材分析調査(資材採取費、分析費、諸経費含む) )

## 3. 成果物

## (1) 基本設計(新築設計に適用)

(1) 基本設計(新築設計に適用)	
成果物	記載する内容
a. 建築(総合)	
・建築(総合)基本設計図書	建築基本設計図書には、建物概要、配
計画説明書	置計画、動線計画、意匠計画、断面計
仕様概要書	画、色彩計画、セキュリティ計画、防
仕上概要表	災計画、外構計画(敷地造成基本計画
面積表及び求積図	を含む。)、雨水排水計画、工程計画、
敷地案内図	仮設計画、その他実施設計に必要な基
配置図	本的事項を決定するための資料及び
平面図 (各階)	検討書等を添付する。
断面図 断面図	)
立面図 (各面)	
日影図	
H AV ZI	
・工事費概算書	  工事費概算書には、建築、電気設備、  
<ul><li>仮設計画概要書</li></ul>	大事員城界書には、足来、電気設備、   機械設備、外構、再生可能エネルギー
· ( )	等の工事費概算を、本項目にまとめて
\	作成することができる。
	1 F/X 9 3 C C 11 C C 3 0
b. 建築 (構造)	構造計画説明書には、用途に応じた荷
・建築(構造)基本設計図書	重計画、主要架構計画、基礎計画、そ
構造計画説明書	の他当該構造計画を決定するために
構造設計概要書	必要な資料及び検討書等を添付する。
• 工事費概算書	
· (	
,	
c. 電気設備	電気設備基本設計図書には、電気設備
· 電気設備基本設計図書	(強電·弱電等)方式選定検討書、電
電気設備計画説明書	力等概略計算書、防災設備計画書、外
電気設備設計概要書	構設備計画、その他実施設計に必要な
• 工事費概算書	基本的事項を決定するための資料及
• (	び検討書等を添付する。
d. 機械設備	機械設備基本設計図書には、各機械設
• 機械設備基本設計図書	備方式選定検討書、概略計算書、防災
機械設備計画説明書	設備計画書、外構設備計画、その他実
機械設備設計概要書	施設計に必要な基本的事項を決定す
• 工事費概算書	るための資料及び検討書等を添付す
• (	る。

# 記載する内容 成 果物 e. 省エネルギー及び再生可能エネルギー 建築、電気設備、機械設備その他必要 ・対象建築物の省エネルギー計画書 となるものについて建築・設備で一体 再生可能エネルギー導入計画検討書 的に作成する。 工事費概算書 • ( ) f. その他 • 透視図 模型 ・リサイクル計画書 • ( g. 資料 • 各種技術資料 • 各記録書 ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)目標值報告書 ・LCEMツールによる空調システムの 評価報告書 • ( )

- 1)基本設計成果物の内容について、着手日から〇〇日以内に監督員の承諾を受ける こと。
- 2) 基本設計における発注者・監督員との協議、報告、承諾等の際に用いる資料等については、成果物に準じて作成するよう努めること。
- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
  - : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
  - :建築(意匠)設計図は、適宣、追加してもよい。
  - :成果物は、監督員の指示により、製本とする。
  - :電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン」、「建築 設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領(案)」による。

## (2) 実施設計

成果物		縮尺	適	用
a. 建築合) (総総合) (総総物書 (総総物書表表別図) (と) (と) (と) (と) (と) (と) (と) (と) (と) (と	) )			
b. 建築(構造) ・建築(構造) ・ はいる。 ・はいる。 ・はいるいるいる。 ・はいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	)			

成果物	縮尺	適用
c. 電気設備  電気設備設計図  ①仕様書  敷地案内図 配置図 電灯設備図  ①動力設備図  電気自動車用充電設備図 電熱設備図 電保護設備図		(外部保護図、内部保護図、電磁インパルスに対する機器の保護図、雷保護領域図、SPDによる防護図他)
○ 電設備図 電設備図 電設備図 電設備園 一整時機子 一型 電影 構物 機 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型		によるのの成囚門

成果物	縮	尺	適	用
	1118		旭	т
d. 機械設備 ○空気調和設備設計図				
○仕様書				
○敷地案内図				
○配置図				
○機器表				
○空気調和設備図				
換気設備図				
排煙設備図				
自動制御設備図				
屋外設備図				
• 給排水衛生設備設計図				
仕様書				
敷地案内図				
配置図				
機器表 衛生器具設備図				
(A)				
排水設備図				
給湯設備図				
消火設備図				
厨房設備図				
ガス設備図				
浄化槽設備図				
ごみ処理設備図				
さく井設備図				
屋外設備図				
• 昇降機設備設計図				
昇降機設備図				
搬送機設備図				
○空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書				
· 昇降機設備設計計算書				
○工事費概算書				
・計画通知図書				
・中高層建築物の届出書				
• (				
• (				
• (				

成果物	縮	尺	適用
e. 一般的な木造戸建て住宅 ・建築物概要書 ・仕様表 ・面が関連では一般できむ) ・ は上表 ・面が置面図 ・ 部面図(各 ・ 野面面図(名 ・ 野面面図(名 ・ 野面面図(名 ・ 野面面図(名 ・ 地震・ 地域図(名 ・ 地域図(名 ・ は小母表・ は小母にの) ・ 神構造値図(電事をの)(できる。 は、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一			

成果物	縮尺	適用
f. 建築積算 ※建築工事積算数量算出書 ○建築工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ・ ( )		数量算出書、数量調書については、複数者による検算を 行うこと。
g. 電気設備積算 ※電気設備工事積算数量算出書 ○電気設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ・(		f. に同じ。
h.機械設備積算 ※機械設備工事積算数量算出書 ○機械設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 ・(		f. に同じ。
i. その他 ・透視図 ・模型 ・防災計画書 ・建築物エネルギー消費性能確保計画 ・建築物のエネルギー消費性能の確保 のための構造及び設備に関する計画 ・省エネルギー関係計算書 (・性能基準 ・仕様基準) ・建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) ・ リサイクル計画書 ・機持管理費の算出 ・ UD チェックリスト ・ 建築・設備設計委託業務 ・ チェックリスト ・ 建築・設備設計委託業務 ・ チェックリスト ・ 建築物総 テェックリスト ・ 建築物に正式る 空調システムの評価報告書 ・ ( ) )	<b>采</b>	

成果物	縮尺適用
j.資料 ○各種技術資料 ・構造計算データ ○各記録書 ・( ) ・( )	

#### 新築工事

- 1)建築・電気設備・機械設備の各設計図の審査用資料を履行期限の〇〇日前まで に監督員に提出する。
- 2) 構造部・構造計算書、省エネルギー計算書・関係図面については、各設計図面が確定する前に、監督員に提出して審査を受けるものとする。
- 3)建築積算、電気設備積算、機械設備積算の審査用資料を履行期限の〇〇日前までに監督員に提出する。

#### 〇改修工事

- 1)審査用資料を履行期限の20日前までに監督員に提出する。
- 2)建築積算、電気設備積算、機械設備積算については、履行期限の10日前までに監督員に提出する。
- (注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に含めることができる。
  - : 設計図は、適宜、追加してもよい。
  - :成果物は、監督員の指示により、製本とする。
  - :電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン」、「建築 設計業務等電子納品要領」及び「建築 CAD 図面作成要領(案)」による。

## Ⅲ. 成果物等の納入部数

<u>ш. 1%</u>	<b>→ 1%</b>	寺の納入部数	
		基本設計・実	施設計
共通事項	電 ( ( )	<ul> <li>報設計業務委託契約書         <ul> <li>○A条文摘要</li> <li>・B条文摘要</li> </ul> </li> <li>子媒体         <ul> <li>(CD-R)</li> <li>業務計画書、打合せ記録簿、</li> <li>成果物一式)</li> </ul> </li> </ul>	※A、B条文の適用を成果物の表紙 右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン(建築関係設計業務委託編)に よる。
		設計図書等の種類	適 用
基本設計		<ul><li>・基本設計図書原稿 1部</li><li>・基本設計図書 部</li></ul>	
実施設計	設計図書	<ul> <li>○原図 1式</li> <li>○CADデータ 1式</li> <li>○起工伺い用図面 各1部</li> <li>○保存用図面 各1部(A2)</li> <li>○工事監理用図面 各1部(A3)</li> <li>・施工用図面 建 築 部 部気設備 部機械設備 部</li> </ul>	2つ折製本とし、背表紙は下記 色分けとする。 建 築〜黒 電気設備〜赤 機械設備〜青 片綴りとする。
	工事費算出書	<ul> <li>○原稿(入金内訳書)各1部</li> <li>○電子媒体 1式</li> <li>○積算根拠資料 1式</li> <li>○各調査書 1式</li> <li>○各積算数量算出書 1式</li> <li>○各積算数量調書 1式</li> </ul>	

	・構造計算書 1部 ・電気設備各計算書 1部 ・機械設備各計算書 1部 ・工作物等各計算書 1部 ・省エネルギー 関係計算書 1部 ・複型 ・模型 ・防災計画書 ・リサイクル計画書 ・リサイクル計画書 ・理築物省エネルギー性能表示制度 ・建築物省エネルギー性能表示制度 ・選集物省エネルギー性能表示制度	監督員の指示により、作成する。
	他 ・UDチェックリスト 部 ・建築・設備設計委託業務チェック リスト<試行版> 部 ・ ( ) 部	
設計図書等の種類		適用
申請手続き	<ul> <li>・計画通知、確認申請図書</li> <li>・消防施設申請書</li> <li>・公共下水使用申請書</li> <li>・給水施設確認申請書</li> <li>・日影図</li> <li>・防災計画書</li> <li>・( ) 部</li> </ul>	

## Ⅳ. 貸与資料

資料名	適用
<ul> <li>・敷地測量図</li> <li>・地盤調査資料</li> <li>・基本計画構想</li> <li>・補助関係設計基準</li> <li>・同上関係図</li> <li>・設計要領</li> <li>・標準単価ファイル・歩掛りファイル</li> <li>○ ( 既存図 )</li> <li>・ ( )</li> </ul>	
貸与場所(地方職員共済組合福島県支部(福貸与時期(委託業務着手時) 返却場所(地方職員共済組合福島県支部(福返却時期(委託業務完了時)	

## V. 設計図の材質及び大きさ等

1)設計図の材質 <br/>
・ ( )

2) 設計図の大きさ · A1版

○ A 2 版• A 3 版

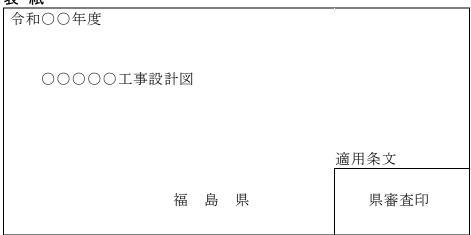
3)設計図の様式は、下図を標準とする。

### 設計図

○○○○□工事設計図 ○○図

建築士法第20条による表示

### 表 紙



# 別表-1、2、3添付

※ 別表−1:配置図

別表-2:空調設備改修部分範囲図